



大津市公報

平 成 30 年 3 月 15 日
第 2 2 4 6 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

告 示	
44 字の廃止について.....	1
45 昭和39年告示第8号(指定金融機関等について)の一部改正.....	2
46 地縁による団体の認可について.....	2
47 住民票の消除について.....	2
48 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について.....	3
49 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて.....	3
50 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出について.....	3
51 生活保護法による指定医療機関の指定等について.....	4
52 生活保護法による指定介護機関の指定等について.....	4
53 生活保護法による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定等について.....	6
54 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定等について.....	7
55 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定等について.....	7
56 平成21年告示第47号(路上喫煙等禁止区域の指定について)の一部改正.....	9
公 告	
農用地利用集積計画公告.....	9
農用地利用集積計画公告.....	10
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....	10
道路位置指定公告.....	10
企 業 局 告 示	
4 昭和53年企業局告示第1号(大津市企業局の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について)の一部改正.....	11
消 防 局 長 告 示	
1 平成12年消防局長告示第1号(喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所の指定について)の一部改正.....	11
2 平成26年消防局長告示第3号(大津市火災予防条例第43条の2第1項の消防局長が別に定める要件について)の一部改正.....	14

告 示

大津市告示第44号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、和邇北浜における次の字を廃止するので、同条第2項の規定により告示する。

この字の廃止は、平成30年4月1日から効力を生ずるものとする。

平成30年3月15日

大津市長 越 直 美

字	地 番
住吉	637の4、638、638の1、638の2、639の1、639の10から639の18まで、640の1から640の12まで、641、642の1、642の2、643の1、643の2、658の1から658の31まで、663の1から663の3まで、663の5、663の7、663の9から663の18まで、663の20、663の23から663の27まで、671の1、672の1から672の5まで、672の7から672の11まで、674の1から674の5まで、675の1から675の8まで、676の1、676の3から676の5まで、676の8、676の9、677

	の1から677の4まで、678の1から678の10まで、678の13、678の15から678の18まで、678の20から678の23まで、678の25から678の27まで、679の1、679の2、679の4、679の5、682の1から682の14まで、683の1から683の3まで、683の5から683の8まで、683の10、684の1から684の14まで、685の1から685の9まで、685の11から685の28まで、686の1から686の49まで、686の52から686の78まで、687、688の1から688の21まで、689の1、689の3から689の5まで、690、691の1、691の8、691の10、691の14から691の17まで、692の1、692の2、693、694の1から694の3まで、695の1から695の3まで、695の5から695の11まで
殿畑	全部
山ノ神	全部
上記の区域に隣接介在する道路である国有地及び市有地の一部を含む。	

大津市告示第45号

昭和39年告示第8号（指定金融機関等について）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から適用する。
平成30年3月15日

大津市長 越 直 美

前文中「同条第9項」を「同条第8項」に改める。

第3号中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。

大津市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年3月15日

大津市長 越 直 美

1 名称 大江西北自治会

2 規約に定める目的 本会は、次に掲げるような地域的共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関すること。

区域内の美化・清掃等の環境整備に関すること。

集会施設等の維持管理に関すること。

交通安全、防犯・防災活動に関すること。

スポーツ・文化レクリエーション活動に関すること。

行政機関に対する要望・陳情に関すること。

その他本会の目的達成に必要な活動に関すること。

3 区域 大津市大江二丁目4番から10番まで及び17番から19番までの地域とする。

4 主たる事務所 大津市大江二丁目6番15号

5 代表者の住所及び氏名 大津市大江二丁目18番13号 高野 傳治郎

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 無

7 職務代行者の選任の有無 無

8 代理人の有無 無

9 認可年月日 平成30年3月13日

大津市告示第47号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第3項の規定により、次の者の住民票を消除した。なお、当該住民票の記録に基づき平成30年1月5日に交付した住民票の写し3通は無効である。

平成30年3月15日

大津市長 越 直 美

住 所	氏 名	生年月日	消除年月日
-----	-----	------	-------

大津市大江一丁目25番9 - 201号	永濱 弥大	平成11年3月19日	平成30年2月22日
---------------------	-------	------------	------------

大津市告示第48号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として新たに指定したものについて、同法第19条の19の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月15日

大津市長 越 直 美

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
レイクこどもクリニック	大津市大將軍三丁目24番7号	平成30年2月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
ぱんだ薬局瀬田店	大津市大將軍三丁目24番8号	平成30年2月1日

3 訪問看護ステーション

名 称	所 在 地	指定年月日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション石山	大津市粟津町2番56号カンサ石山1階	平成30年2月1日
独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院附属訪問看護ステーション	大津市富士見台16番1号	平成30年3月1日

大津市告示第49号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものの指定を取り消した。

平成30年3月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定取消年月日	事業所番号
ケアステーション日和	大津市別保一丁目13番8 - 301号	特定非営利活動法人障害者の就労を支援する会	大津市別保一丁目8番20 - 308号	居宅介護・同行援護	平成30年3月9日	2510101328

大津市告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから名称の変更の届出があった。

平成30年3月15日

大津市長 越 直 美

名 称		所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	変更年月日
変更前	変更後				
リジョイス薬局大津店	アイン薬局大津店	大津市富士見台14番19号	育成医療及び更生医療	薬局	平成30年2月1日

大津市告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものと及び指定医療機関のうち変更又は廃止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
細田医院	大津市錦織二丁目8番40号	平成30年1月1日
川会内科医院	大津市一里山二丁目22番3号	平成30年1月1日
レイクこどもクリニック	大津市大將軍三丁目24番7号	平成30年2月1日
ぱんだ薬局瀬田店	大津市大將軍三丁目24番8号	平成30年2月1日

2 変更の届出があったもの

名 称	所 在 地	変更年月日
(変更前) リジョイス薬局大津店	大津市富士見台14番19号	平成30年2月1日
(変更後) アイン薬局大津店		

3 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
細田医院	大津市錦織二丁目8番40号	平成29年12月31日
川会内科医院	大津市一里山二丁目22番3号	平成29年12月31日

大津市告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したものと及び指定介護機関のうち変更、廃止又は休止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
ケアーズ訪問看護 リハビリステーション石山	大津市粟津町2番 56号カンサ石山1 階	株式会社ワイ・ エス・メディア	大津市唐橋町15番 17号	訪問看護・介護 予防訪問看護	平成30年 2月1日

2 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変 更 年月日
彩葉ケアサポート	大津市北大路二丁 目21番13号	合同会社三善	(変更前) 大津市北大路二丁 目21番13号	居宅介護支援	平成29年 12月24日

			(変更後) 大津市清和町20番 8 号		
彩葉ケアサポート	(変更前) 大津市北大路二丁 目21番13号	合同会社三善	大津市清和町20番 8 号	居宅介護支援	平成30年 1月22日
	(変更後) 大津市清和町20番 8 号				
琵琶湖大橋デザ ービス	大津市本堅田四丁 目 4 番18号	株式会社関西サ ンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁 目31番29号	通所介護・介護 予防通所介護・ 第 1 号通所事業	平成30年 2月 1 日
			(変更後) 京都市中京区高宮 町206番地御池ビ ル 6 階		
琵琶湖大橋グル ープホーム	大津市本堅田四丁 目 4 番18号	株式会社関西サ ンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁 目31番29号	認知症対応型共 同生活介護・介 護予防認知症対 応型共同生活介 護	平成30年 2月 1 日
			(変更後) 京都市中京区高宮 町206番地御池ビ ル 6 階		
琵琶湖大橋ケアホ テル	大津市本堅田四丁 目 4 番21号	株式会社関西サ ンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁 目31番29号	短期入所生活介 護・介護予防短 期入所生活介護	平成30年 2月 1 日
			(変更後) 京都市中京区高宮 町206番地御池ビ ル 6 階		
かすがやま小規模 多機能ホーム爽や かな風	大津市本堅田六丁 目16番 7 号	株式会社関西サ ンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁 目31番29号	小規模多機能型 居宅介護・介護 予防小規模多機 能型居宅介護	平成30年 2月 1 日
			(変更後) 京都市中京区高宮 町206番地御池ビ ル 6 階		
かたた駅前ケアプ ランセンター	大津市本堅田六丁 目31番29号	株式会社関西サ ンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁 目31番29号	居宅介護支援	平成30年 2月 1 日
			(変更後) 京都市中京区高宮 町206番地御池ビ ル 6 階		
かたた訪問介護ス テーション	大津市本堅田六丁 目31番29号	株式会社関西サ ンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁 目31番29号	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成30年 2月 1 日
			(変更後)		

			京都市中京区高宮町206番地御池ビル6階		
北雄琴デイサービス 爽やかな風	大津市雄琴三丁目1番7号	株式会社関西サンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁目31番29号	通所介護・介護 予防通所介護・ 第1号通所事業	平成30年 2月1日
			(変更後) 京都市中京区高宮町206番地御池ビル6階		
(変更前) リジョイス薬局大津店	大津市富士見台14番19号	株式会社アインメディオ	名古屋市中村区名駅四丁目4番10号	居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導	平成30年 2月1日
(変更後) アイン薬局大津店					
瀬田大江ケアホテル 翔裕館	大津市瀬田大江町32番地の19	株式会社関西サンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁目31番29号	短期入所生活介護・介護 予防短期入所生活介護	平成30年 2月1日
			(変更後) 京都市中京区高宮町206番地御池ビル6階		

3 廃止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
こころ大津	大津市横木二丁目2番8号	アイ&ピース株式会社	大阪市中央区上汐二丁目1番23号心幸ピースビル	居宅介護支援	平成30年 2月28日

4 休止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	休止年月日
介護老人保健施設 虹水苑	大津市仰木七丁目18番15号	医療法人堅田病院	大津市本堅田三丁目33番24号	通所リハビリテーション・介護 予防通所リハビリテーション	平成30年 2月15日

大津市告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき医療扶助のための施術を担当する施術者として新たに指定したものと及び医療扶助のための施術を担当する施術者のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者 者にあつては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
濱田 聡	はまだ整骨院 大津市あかね町13番12号	平成29年6月7日

2 廃止の届出があったもの

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にとっては、施術所の名称及び所在地）	廃止年月日
田村 省一	なんごう整骨院 大津市南郷一丁目4番9号	平成30年2月1日

大津市告示第54号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものと及び指定医療機関のうち変更の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
レイクこどもクリニック	大津市大將軍三丁目24番7号	平成30年2月1日
ばんだ薬局瀬田店	大津市大將軍三丁目24番8号	平成30年2月1日

2 変更の届出があったもの

名 称	所 在 地	変更年月日
（変更前） リジョイス薬局大津店	大津市富士見台14番19号	平成30年2月1日
（変更後） アイン薬局大津店		

大津市告示第55号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したものと及び指定介護機関のうち変更、廃止又は休止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
ケアーズ訪問看護 リハビリステーション石山	大津市粟津町2番 56号カンサ石山1 階	株式会社ワイ・ エス・メディア	大津市唐橋町15番 17号	訪問看護・介護 予防訪問看護	平成30年 2月1日

2 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変 更 年月日
彩葉ケアサポート	大津市北大路二丁 目21番13号	合同会社三善	（変更前） 大津市北大路二丁 目21番13号	居宅介護支援	平成29年 12月24日
			（変更後）		

			大津市清和町20番8号		
彩葉ケアサポート	(変更前) 大津市北大路二丁目21番13号	合同会社三善	大津市清和町20番8号	居宅介護支援	平成30年 1月22日
	(変更後) 大津市清和町20番8号				
琵琶湖大橋デイサービス	大津市本堅田四丁目4番18号	株式会社関西サンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁目31番29号	通所介護・介護 予防通所介護・ 第1号通所事業	平成30年 2月1日
			(変更後) 京都市中京区高宮町206番地御池ビル6階		
琵琶湖大橋グループホーム	大津市本堅田四丁目4番18号	株式会社関西サンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁目31番29号	認知症対応型共同生活介護・介護 予防認知症対応型共同生活介護	平成30年 2月1日
			(変更後) 京都市中京区高宮町206番地御池ビル6階		
琵琶湖大橋ケアホテル	大津市本堅田四丁目4番21号	株式会社関西サンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁目31番29号	短期入所生活介護・介護 予防短期入所生活介護	平成30年 2月1日
			(変更後) 京都市中京区高宮町206番地御池ビル6階		
かすがやま小規模多機能ホーム爽やかな風	大津市本堅田六丁目16番7号	株式会社関西サンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁目31番29号	小規模多機能型居宅介護・介護 予防小規模多機能型居宅介護	平成30年 2月1日
			(変更後) 京都市中京区高宮町206番地御池ビル6階		
かたが駅前ケアプランセンター	大津市本堅田六丁目31番29号	株式会社関西サンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁目31番29号	居宅介護支援	平成30年 2月1日
			(変更後) 京都市中京区高宮町206番地御池ビル6階		
かたが訪問介護ステーション	大津市本堅田六丁目31番29号	株式会社関西サンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁目31番29号	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成30年 2月1日
			(変更後) 京都市中京区高宮町206番地御池ビル6階		

			ル6階		
北雄琴デイサービス 爽やかな風	大津市雄琴三丁目 1番7号	株式会社関西サ ンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁 目31番29号	通所介護・介護 予防通所介護・ 第1号通所事業	平成30年 2月1日
			(変更後) 京都市中京区高宮 町206番地御池ビ ル6階		
(変更前) リジョイス薬局大 津店	大津市富士見台14 番19号	株式会社アイン メディア	名古屋市中村区名 駅四丁目4番10号	居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導	平成30年 2月1日
(変更後) アイン薬局大津店					
瀬田大江ケアホテ ル翔裕館	大津市瀬田大江町 32番地の19	株式会社関西サ ンガ	(変更前) 大津市本堅田六丁 目31番29号	短期入所生活介 護・介護予防短 期入所生活介護	平成30年 2月1日
			(変更後) 京都市中京区高宮 町206番地御池ビ ル6階		

3 廃止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
こころ大津	大津市横木二丁目 2番8号	アイ&ピース株 式会社	大阪市中央区上汐 二丁目1番23号心 幸ピースビル	居宅介護支援	平成30年 2月28日

4 休止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	休止年月日
介護老人保健施設 虹水苑	大津市仰木七丁目 18番15号	医療法人堅田病 院	大津市本堅田三丁 目33番24号	通所リハビリテ ーション・介護 予防通所リハビ リテーション	平成30年 2月15日

大津市告示第56号

平成21年告示第47号（路上喫煙等禁止区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成30年3月17日から適用する。

平成30年3月15日

大津市長 越 直 美

表1の項中「坂本駅周辺区域」を「坂本比叡山口駅周辺区域」に改め、表2の項中「JR大津京駅及び皇子山駅周辺区域」を「JR大津京駅及び京阪大津京駅周辺区域」に改め、表4の項中「浜大津駅周辺区域」を「びわ湖浜大津駅周辺区域」に改める。

公 告

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

平成30年2月26日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(平成30年2月26日揭示済)

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

平成30年3月1日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(平成30年3月1日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成30年3月2日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市際川三丁目32番7号 株式会社真栄ハウジング 代表取締役 村山 栄基	開発区域 大津市見世二丁目字丸竹98番1の一部並びに同町字三反田99番、101番及び103番1の一部並びに上記地先大津市法定外道路及び普通河川等 開発行為に関する工事の区域 大津市見世二丁目字白米田36番3の一部、同町字塚ノ下37番2の一部、同町字丸竹98番2の一部及び同町字三反田103番2の一部並びに上記地先大津市道、大津市法定外道路及び普通河川等	開発区域 2,368.59㎡ 開発行為に関する工事の区域 193.99㎡	平成30年 3月1日	第1397号

(平成30年3月2日揭示済)

道路位置指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所未来まちづくり部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成30年3月8日

大津市長 越 直 美

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市下阪本一丁目字寺田751番3	大津市唐崎三丁目1番35号 株式会社三幸ハウジング	56.58	6.12	1

代表取締役 吉田 竜一

(平成30年3月8日揭示済)

企 業 局 告 示

大津市企業局告示第4号

昭和53年企業局告示第1号(大津市企業局の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から適用する。

平成30年3月15日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第3号中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。

消 防 局 長 告 示

大津市消防局長告示第1号

平成12年消防局長告示第1号(喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所の指定について)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から適用する。

平成30年3月15日

大津市消防局長 伊 藤 善 紀

第1号の表滋賀会館の項を削り、同表パルコ大津店の項中「パルコ大津店」を「(仮称)打出浜商業施設」に改め、第2号の表パロ－ショッピングセンター(パロ－真野)の項中「パロ－ショッピングセンター(パロ－真野)」を「パロ－ショッピングセンター」に改め、同表平和堂堅田店の項の次に次のように加える。

コープかたた店	店舗	大津市衣川一丁目	売場	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
---------	----	----------	----	---------------------

第2号の表アルセ平和堂坂本店の項の次に次のように加える。

ドラッグコスモス木の岡店	店舗	大津市木の岡町	売場	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
--------------	----	---------	----	---------------------

第2号の表平和堂唐崎店の項中「平和堂唐崎店」を「フレンドマート唐崎店」に改め、同表ジャスコシティー西大津店の項中「ジャスコシティー西大津店」を「イオンスタイル大津京」に改め、同表西友大津店の項を次のように改める。

パロ－茶が崎店	店舗	大津市茶が崎	売場	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
---------	----	--------	----	---------------------

第2号の表平和堂アルプラザ大津店の項を削り、同表西武百貨店大津ショッピングセンターの項中「西武百貨店大津ショッピングセンター」を「西武大津店」に改め、同表パルコ大津店の項を次のように改める。

パロ－大津店	店舗	大津市におの浜四丁目	売場	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
--------	----	------------	----	---------------------

第2号の表ホームプラザナフコ滋賀大津店の項中「ホームプラザナフコ滋賀大津店」を「ナフコツーワンスタイル滋賀大津店」に改め、同表パワーセンター大津の項を削り、同表ヒカリ屋瀬田店の項中「ヒカリ屋瀬田店」を「ダイエー瀬田店」に改め、第3号の表延暦寺の項を次のように改める。

延暦寺	重要文化財	大津市坂本本町	釈迦堂及びその付近	図面番号3に示す区域	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
			常行堂及び法華堂付近	図面番号3に示す区域	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
			根本中堂付近	図面番号3に示す区域	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止

		浄土院伝教大師御廟、唐門及び拝殿付近	図面番号 3 2 に示す区域	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
		山王社付近	図面番号 3 3 に示す区域	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
		元三大師御廟拝殿付近	図面番号 3 4 に示す区域	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
		横川鐘楼	図面番号 3 5 に示す区域	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
		西塔鐘楼	図面番号 3 6 に示す区域	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
		阿弥陀堂鐘楼付近	図面番号 3 に示す区域	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
		四季講堂付近	図面番号 3 に示す区域	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止

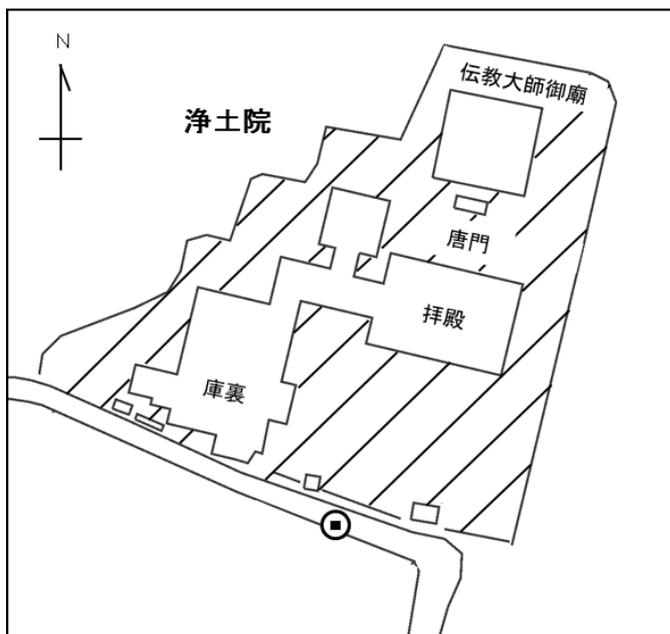
第 5 号の表平和堂唐崎店の項中「平和堂唐崎店」を「フレンドマート唐崎店」に改め、同表ジャスコシティ西大津店の項中「ジャスコシティ西大津店」を「イオンスタイル大津京」に改め、同項の次に次のように加える。

パロー茶が崎店	駐車場	大津市茶が崎	駐車のために供する部分	喫煙、裸火の使用禁止
---------	-----	--------	-------------	------------

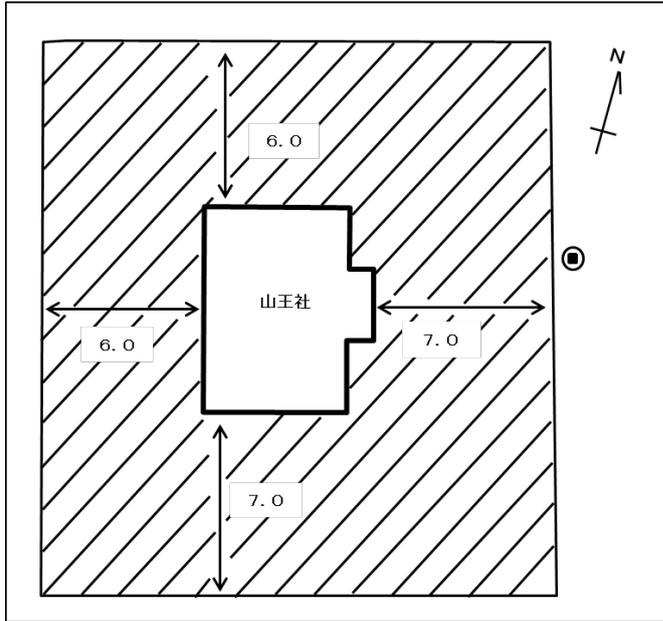
第 5 号の表西武百貨店大津ショッピングセンターの項中「西武百貨店大津ショッピングセンター」を「西武大津店」に改め、同表パルコ大津店の項中「パルコ大津店」を「(仮称)打出浜商業施設」に改め、同表ホームプラザナフコ滋賀大津店の項中「ホームプラザナフコ滋賀大津店」を「ナフコツーワンススタイル滋賀大津店」に改め、同表パワーセンター大津の項及びヒカリ屋瀬田店の項を削る。

図面 3 - の次に次のように加える。

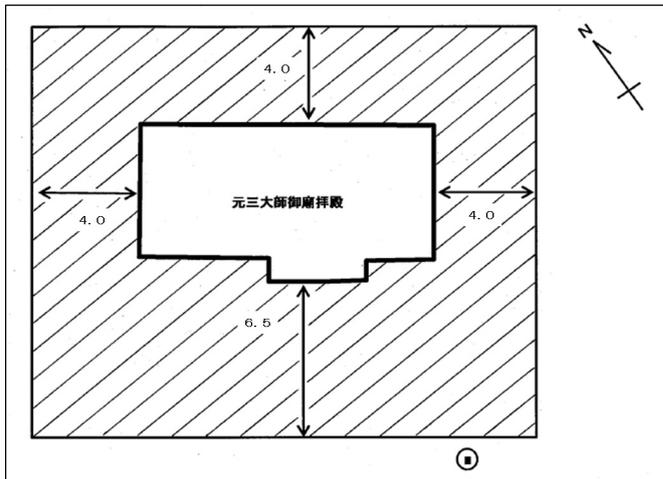
3 - - 2 延暦寺



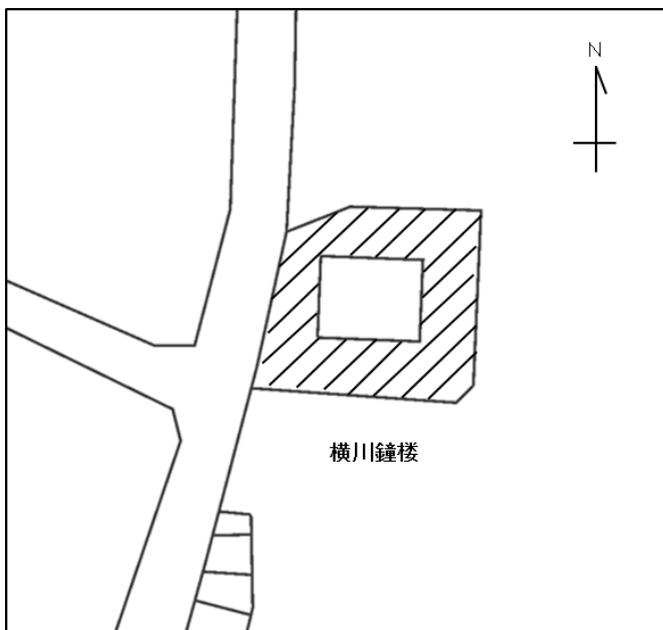
3 - - 3 延曆寺



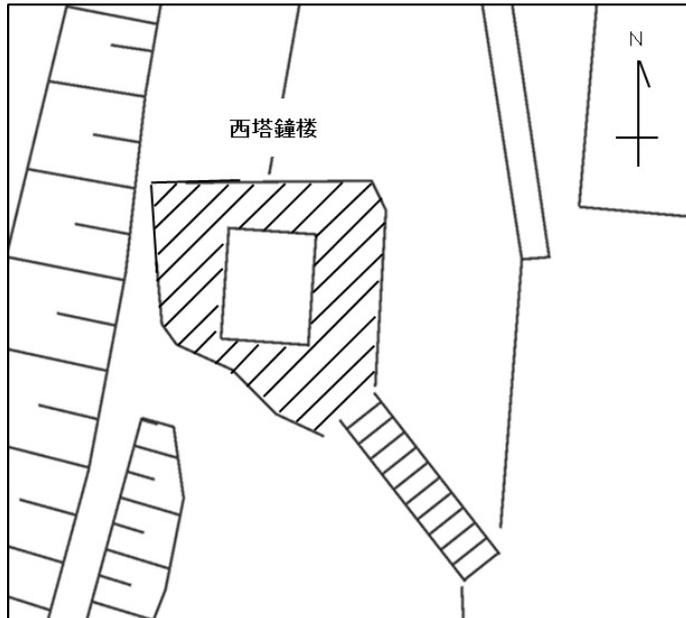
3 - - 4 延曆寺



3 - - 5 延曆寺



3 - - 6 延暦寺



図面3 - - 2 から図面3 - - 4 までを削る。

大津市消防局長告示第2号

平成26年消防局長告示第3号（大津市火災予防条例第43条の2第1項の消防局長が別に定める要件について）の一部を次のように改正し、平成30年3月17日から適用する。

平成30年3月15日

大津市消防局長 伊 藤 善 紀

第3号中「ジェイアール大津駅及び京阪浜大津駅」を「大津駅及びびわ湖浜大津駅」に改める。